

定例監査の結果

1 監査の期間

令和8年4月20日から令和8年5月1日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

都市整備部 建築課

(2) 対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

4 西尾市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱第43条に基づく報告

保有個人情報の管理について、不適切な事例は認めらなかった。

5 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

ア 契約事務

(ア) 予算の可決前に見積徴取を依頼しているものがあった。

【令和6年12月24日付6西財号外別紙】

(イ) 予定価格について、決定日に誤りがあった。

【契約事務チェックシート】

(ウ) 予定価格書について、作成していないものがあった。

【契約規則第25条第1項】

(エ) 3号随意契約について、公表していないものが散見された

【契約規則第24条の2】

(オ) 見積書の受領から契約締結まで、1か月以上要しているものがあった。

【物品役務契約事務の手引き】

- (カ) 個人情報取扱特記事項について、廃止された条例の名称を記載しているものがあつた。
【西尾市個人情報の保護に関する法律施行条例】

イ 文書取扱事務

- (ア) 決裁区分誤りが散見された。
【決裁規程別表 1】

- (イ) 起案日について誤りがあつた。
【地方自治法第 235 条の 5】

- (ウ) 文書管理システムに登録していないものが散見された。
【文書取扱規程第 18 条】

- (エ) 減免の決定について、教示文を記載していないものが散見された。
【行政不服審査法第 82 条第 1 項】
【行政事件訴訟法第 46 条第 1 項】

ウ 収入支出事務

- (ア) 過年度未収金に係る滞納繰越の起案について、実施していないものがあつた。
【昭和 39 年 10 月 27 日付自治行第 125 号】